

郵便番号	住所	電話番号	消防本部名	問1. 平成29年度における消防職員採用時において、色覚検査を求めていますか。			問2. 問1で“色覚検査を求めている”場合、その検査結果は、採用に影響しますか。		備考
				求めている	求めていない	理由	影響する	影響しない	
085-0022	釧路市南浜町4番8号		釧路市消防本部 総務課	○		法定検査から除外となった後も検査は行っており、ここ数年、今までに色覚検査を受けたことがない受験者がいるため本検査で判明することがあり実施しています。		○	
090-0065	北見市寿町2-1-28		北見地区消防組合消防本部 総務課	○		赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができていないか確認するため。	○		試験実施要領内で、身体要件を満たさない場合、不合格となる旨記載がありますが、色弱などの疑いがあっても採用となったケースもあります。
093-0012	網走市南2条西4丁目2番地		網走地区消防組合消防本部 総務課	○		大型自動車運転免許を取得することのため。		○	
087-0028	根室市大正町1丁目30番地		根室市消防本部 総務課	○		普通自動車免許取得が条件なので			
080-0016	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-0119	とから広域消防局 総務課	○		色弱の程度が業務上支障をきたすものでないか(日常生活及び就業上問題ないか等)を確認するため。医師からの問題なし等のコメントがあれば採用に影響しないものとしている。	○		
094-0005	紋別市幸町2丁目1-18		紋別地区消防組合消防本部 総務課	○		車両を運転する機会が多いことから、信号の色を識別する必要があるため。	○		
099-4113	斜里郡斜里町本町14番地3	0152-23-2435	斜里地区消防組合消防本部 総務課			回答拒否			
090-0012	網走郡美幌町字栄町1丁目		美幌・津別広域事務組合消防本部 総務課	○		消防学校入校時に色覚検査結果を求められるため。		○	状態によっては影響する場合もある
086-1164	標津郡中標津町丸山2丁目22		根室北部消防事務組合消防本部 総務課	○					
099-0403	紋別郡遠軽町1条通北3丁目		遠軽地区広域組合消防本部 総務課	○		業務上必要であるため	○		
088-3215	川上郡弟子屈町美里2丁目1-1	015-482-3276	釧路北部消防事務組合消防本部 総務課	○		安全活動上に関わる確認を含めて行っている。赤、青、黄の識別ができることとしている。		○	
088-1124	厚岸郡厚岸町宮園2丁目414番地2	0153-52-5113	釧路東部消防組合消防本部 総務課	○					
070-8525	旭川市6条通9丁目(総合庁舎)		旭川市消防本部 総務課	○		業務として緊急自動車を運転することから、信号機の灯色である赤、青、黄色の色彩の識別ができることを受験資格基準としているため。	○		
078-3392	留萌郡小平町字小平町216番地		留萌消防組合消防本部 総務課	○		災害現場活動において、色彩により状況判断を行うことが想定されるため。	○		
096-0014	名寄市西4条北3丁目14-16	01654-3-2627	上川北部消防事務組合消防本部 総務課(名寄消防署)	○					
097-8686	稚内市中央3丁目13番15号		稚内地区消防事務組合消防本部 総務課	○					
076-8555	富良野市弥生町1番1号		富良野広域連合消防本部 総務課 中富良野	○		職務上車両の運転が必須であり、採用試験の受験資格として道路交通法施行規則の規定された大型自動車免許取得の適正試験の合格基準を満たしていることが条件となっているため。	○		
		0167-56-2119	富良野広域消防本部占冠支署	○					条例に記載されていないため。
095-0016	士別市東6条4丁目	0165-23-4709	士別地方消防事務組合消防本部 総務課	○		色弱でも採用を認めているが、自動車運転免許取得が困難な程の重症である場合は、採用に影響がある。	○		
077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1111	増毛町消防本部 総務課	○		運転免許取得可能で、運転に支障がないのであれば問題ない。	○		
071-0292	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号		大雪山消防組合消防本部 総務課	○		採用試験時に健康診断書の提出を求める。その中で資格要件である色彩識別能力を記載してもらう。災害現場において各種業務に支障を及ぼす恐れがあるため。	○		大型免許が必要要件
078-4105	苫前郡羽幌町南5条4丁目		北留萌消防組合消防本部 総務課	○		災害現場へ出勤する際の日印等を色で指示される可能性があること、災害現場において各種事象に対応する上で色弱であることにより誤った判断となった場合に二次災害の恐れがあるため。	○		
098-5808	枝幸郡枝幸町新港町908番地4		南宗谷消防組合消防本部 総務課	○		各種資格(免許)等の取得に問題が生じることがあるため。	○		
097-0041	利尻郡利尻町岩形町	0163-84-2742	利尻礼文消防事務組合消防本部 総務課	○		健康診断書に記載があるので。	○		
060-9811	札幌市中央区南4条西10丁目1003		札幌市消防局 総務課	○		消防士員としての職務遂行にあたり、赤色、青色、黄色の色彩を識別できる必要があるため。	○		
047-0024	小樽市花園2丁目12番11号	0134-22-9130	小樽市消防本部 総務課	○		災害現場で使用するロープ等の資機材を目的別に色分けしていることや、乗客の乗降状況の確認等の業務に支障を及ぼす恐れがあるため。	○		
066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地		千歳市消防本部 総務課	○		当市では「赤・青・黄色の識別ができること」を要件としており、その理由に消防職員としての職務遂行に支障をきたさないため。	○		
073-0014	滝川市文京町4丁目1番5号		滝川地区広域消防事務組合消防本部 総務課	○		緊急自動車の運行にあたり、信号や前方車両のブレーキランプなど色による危険判断等が必要になることから、色覚検査を求めています。	○		
068-0008	岩見沢市8条東10丁目2-47	0126-22-4380	岩見沢地区消防事務組合消防本部 総務課	○		無回答	○		採用要件に定めがあるので。
068-0534	夕張市清水沢宮前町20番地		夕張市消防本部 総務課	○		採用試験実施要項の受験資格の要件に、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができることと記載しているため。			
072-8660	美瑛市西3条南1丁目1番1号		美瑛市消防本部 総務課	○		消防学校への入校に必要なため。		○	

073-0403	歌志内市本町1027-55	0125-42-3255	歌志内市消防本部 総務課		○	色覚異常を把握し、採用後の活動に支障をきたさぬよう配慮するため、採用条件に運転免許資格が必要となっています。		○	
073-0152	砂川市東2条北7丁目1番5号		砂川地区広域消防組合消防本部 総務課	○		当消防組合は一次二次試験の合格者が最終登録する際に、健康診断を受診させている。なので、受験段階では求められていない。健康診断内容は消防学校入校時のものを使用。色覚検査あり。			最終登録する際に色覚検査を実施している。
069-0817	江別市野模代々木町80-8		江別市消防本部 総務課		○	入庁後、消防学校に入校する際に健康診断において色覚検査が求められているため、同様に色覚検査を実施している。		○	これまで色覚検査が影響したことはないが、色弱の度合いなどの状況に応じて判断する。
068-2192	三笠市幸町2番地	01267-2-3184	三笠市消防本部 総務課	○					
074-0008	深川市8条10番20号	0164-22-2814	深川地区消防組合消防本部 総務課		○	当消防組合では、現在のところ消防業務に支障あるものとして考え、検査を実施していますが、今後の実施については検討していきたいと考えております。	○		
061-1498	恵庭市京町1番地	0123-33-3131	恵庭市消防本部 総務課		○	消防車両の緊急走行時に信号機の色を判別できるか、現場活動に支障がないか確認するため、色覚検査を求めている。	○		
045-0013	岩内郡岩内町高台8-1		岩内・寿都地方消防組合消防本部 総務課		○	重度の色弱であれば職務を正常に遂行できない可能性があるため、一次試験合格者のみ医療機関による身体検査を求めている。その1項目として検査を実施。	○		医師の総合所見欄にて「色弱により致劣不可」等の記載があれば影響する
044-0003	虻田郡倶知安町北3条東4丁目1-3		羊蹄山ろく消防組合消防本部 総務課		○	現場活動において、色覚を重要視する部分が生じることもあるため。	○		
046-0003	余市郡余市町黒川町6丁目25-2		北後志消防組合消防本部 総務課		○	採用試験受験資格の身体的要件に、赤色、青色、及び黄色の色識別ができることとしており、健康診断書提出時の様式に色覚の項目を行っている。	○		
069-1511	夕張郡栗山町中央3丁目309番地2		南空知消防組合消防本部 総務課		○	消防学校入校の健康診断書に必要(平成29年度採用予定なし)		○	
061-3211	石狩市花川北1条1丁目2-3	0133-74-5119	石狩北部地区消防事務組合消防本部総務課		○	運転免許取得に必要な色覚を有し、消防業務を遂行するために必要最低限の色彩の認識が必要であるため。	○		
061-1192	北広島市中央4丁目2番地		北広島市消防本部 総務課	○					当市消防の採用条件として、色覚は自動車運転免許取得可能な方としており、色覚検査を求めています。
050-0083	室蘭市東町2丁目28-7	0143-22-1111	室蘭市消防本部 総務課		○			○	
053-0052	苫小牧市新開町2-12-7	0144-32-6111	苫小牧市消防本部 総務課	○					
059-0012	登別市中央町6丁目11	0143-85-2111	登別市消防本部 総務課		○	赤・青・黄が識別できることとしています。	○		
057-0024	浦河郡浦河町築地1丁目2-9		日高東部消防組合消防本部 総務課	○		大型自動車免許が取得できればOKとしているから。			
056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目1-1	0146-42-0941	日高中部消防組合消防本部 総務課		○	消防学校入校時に提出を求められている健康診断事項に色覚検査項目があります。当組合の採用試験時に提出してもらう健康診断項目を消防学校の項目と同じとしています。	○		
052-0012	伊達市松ヶ枝町13-1	0142-21-5000	西胆振消防組合消防本部 総務課		○	職務の遂行に支障が無い(自動車免許を有している)ことが必要であるため。	○		
059-1604	勇払郡厚真町錦町47-2		胆振東部消防組合消防本部 総務課		○	消防車両操縦時の信号機や救助活動等のロープ等色を識別するため。	○		
059-0921	白老郡白老町石山20-24	(0144)82-2121	白老町消防本部 総務課	○		採用条件の中に、普通自動車免許取得を入れているため。			
055-0001	沙流郡日高町富川北7丁目1-10		日高西部消防組合消防本部 総務課		○	災害現場活動に影響があるため、健康診断書の中に検査項目を入れている。	○		
040-8502	函館市東雲町5番9号	0138-21-3111	函館市消防本部 総務課		○	当市では緊急車両の運転や現場での災害活動等に必要赤色、青色及び黄色の色彩の識別を身体要件の一部としております。※色盲等と診断された場合であっても、上記色彩の識別に支障がないと医師が認めた場合、採用、不採用に影響しません。	○		
049-3512	山越郡長万部町長万部450-21	01377-2-2000	長万部町消防本部 総務課	○					健康診断項目では確認している。
049-2313	茅部郡森町字森川町280番地の4		森町消防本部 総務課		○	災害現場等において、日中・夜間を問わず出陣しないといけないこと、災害現場等には、いろいろな色があり、自分を守る、財産を守る等、活動に支障をきたす恐れがあるため。	○		
049-3104	二世部八雲町内浦町191-1	0137-83-2686	八雲町消防本部 総務課	○		職務遂行上、色覚検査の結果を必要としないため。			
049-0162	北斗市中央2丁目6番6号		南渡島消防事務組合消防本部 総務課		○	運転業務に支障をきたすため、また、災害現場活動において、色に基づく判断を下す必要があるため。	○		
043-0052	檜山郡江差町字茂原町96番地		檜山広域行政組合消防本部 総務課		○	救命業務等に際し、患者の容態を即座に把握し対応するため等。	○		
049-1331	松前郡福島町字三岳45-1		渡島西部広域事務組合消防本部 総務課		○	自動車運転に支障をきたすため。	○		